

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人スイートホームの役員及び評議員の報酬並びに費用等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会等の出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したとき、又は法人が開催する委員会等に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、理事長が第4条に定める勤務報酬を受けるときは、出席報酬は支払わないものとする。

名 称	報酬（日額）
理事会等出席報酬	4, 000円

2 評議員が評議員会に出席したとき、又は法人が開催する委員会等に出席したときは、定款第9条に定める金額を超えない範囲で、次により報酬を支払うことができる。

名 称	報酬（日額）
評議員会等出席報酬	4, 000円

## (役員の勤務報酬)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

名 称	報酬（日額）
理事長勤務報酬	10, 000円

## (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費、宿泊費等の実費を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、

出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

(改 正)

第7条 この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。